

# 災害時、自力で避難できますか？



## ～災害に備えるための避難行動要支援者名簿～

**問合先** 避難行動要支援者名簿の登録・申請…地域福祉課福祉総務グループ (あいあい ☎84-3311)  
市の災害対策全般に関すること…防災安全課防災安全グループ (☎84-5035)

### 避難行動要支援者支援制度とは？

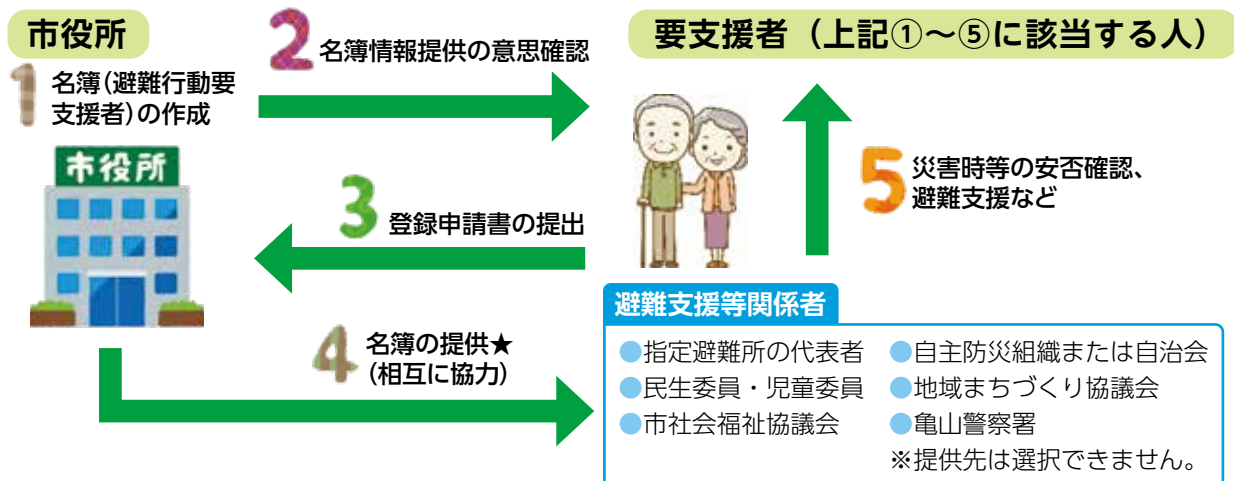
自分ひとりで行動したり、情報を得たりすることが難しく、災害が起きたときに手助けが必要な人を、地域の身近な人たちで支える仕組みです。

市では、避難行動要支援者の情報を、平常時から自治会や民生委員などの地域の避難支援者にあらかじめ提供し、災害時に地域の中で速やかな支援が行えるようにするため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

### 要支援者の対象となる人は？

- ①介護保険制度の要介護認定3～5の認定を受けた人
- ②身体障害者手帳1、2級をお持ちの人  
(心臓機能障害、腎臓機能障害、免疫機能障害のみで交付を受けた人を除く)
- ③療育手帳Aをお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人
- ⑤上記①～④に該当しない人で、災害時の避難に支援が必要な人  
(自力で避難することが難しい人)

### 避難支援の流れ



★避難支援等関係者への個人情報の提供は、次のとおりです。

#### 個人情報の提供に同意する人

平常時から情報共有  
避難支援等関係者に  
名簿提供

- 日頃の声かけなどの見守り
- 防災訓練などに活用



#### 個人情報の提供に同意しない人

災害時のみ情報共有  
避難支援等関係者に  
名簿提供

- 避難連絡、避難誘導に関する支援
- 安否確認、救助活動などに活用



## 登録方法

**受付場所** あいあい1階（地域福祉課窓口）

※毎週木曜日に手話通訳を配置しています。

**申請書類** 避難行動要支援者名簿登録申請書  
避難行動要支援者名簿情報外部提供同意書

※申請書類は、地域福祉課に備えています。

※郵送での申請を希望する場合は、地域福祉課  
福祉総務グループへお問い合わせください。

**持ち物** 印鑑（認印）

**申請期限** **2月28日(火)**

※申請期限を過ぎても随時受付はできますが、名簿への登録が遅くなる可能性がありますので、期限までに申請をお願いします。

※要支援者の対象になる人（①～④）は、避難行動要支援者名簿に原則として、自動登録されます。  
市から外部提供同意書のみ送付します。

また、既登録者には、市から登録申請書（継続等の意向確認や外部情報提供同意）を送付します。



### ◆避難行動要支援者名簿に登録される個人情報◆

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号  
避難支援を必要とする事由、名簿の情報提供にかかる同意の有無  
自治会と地域まちづくり協議会、指定避難所

## 平時からの個人情報の提供にご協力ください！！

災害時のみ  
情報共有

個人情報の提供に  
同意しない人



個人情報の提供に  
同意する人

平常時から  
情報共有

市が作成する避難行動要支援者名簿は、国の方針に基づいて、市が把握できる範囲内で、一定の要件を満たす市民を登録したものです。このため、地域（自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会など）が把握している要支援者情報と相違が生じている場合があります。また、地域によっては、この名簿と地域が独自で把握する情報とを整合させたり、名簿に基づいた避難行動要支援者の避難支援体制づくりを進めたりするなど、地域の実情に応じた活用が図られています。

平時からの個人情報の提供に同意していただくと、自身や家族の情報を避難支援等関係者と共有されることで、普段の見守り活動や避難訓練など、災害時の避難支援につながります。

## 避難行動要支援者名簿の利活用に向けて

市では、「わたしの防災マップ（みんなで確認して備えよう）」を令和3年度に全世帯へ配付しています。

これに合わせて、行政出前講座により、防災マップを活用した避難行動要支援者の個別避難計画作成の啓発を行っています。

地域からの要請などに応じて、市担当者が地域にお伺いし、「わたしの防災マップ」を活用した避難行動要支援者の支援体制づくりをお手伝いしますので、ぜひご相談ください。

